

令和7年度 第1回 静岡市都市公園審議会

日 時：令和7年12月24日（水） 13時30分から
場 所：静岡市役所 静岡庁舎本館3階 議会特別会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 議 事

(1) 報告事項

- ① 大浜公園プールリニューアルについて
- ② 日本平公園基本計画の改定について
- ③ 清水駅東口公園について

4. その他の議題

5. 閉 会

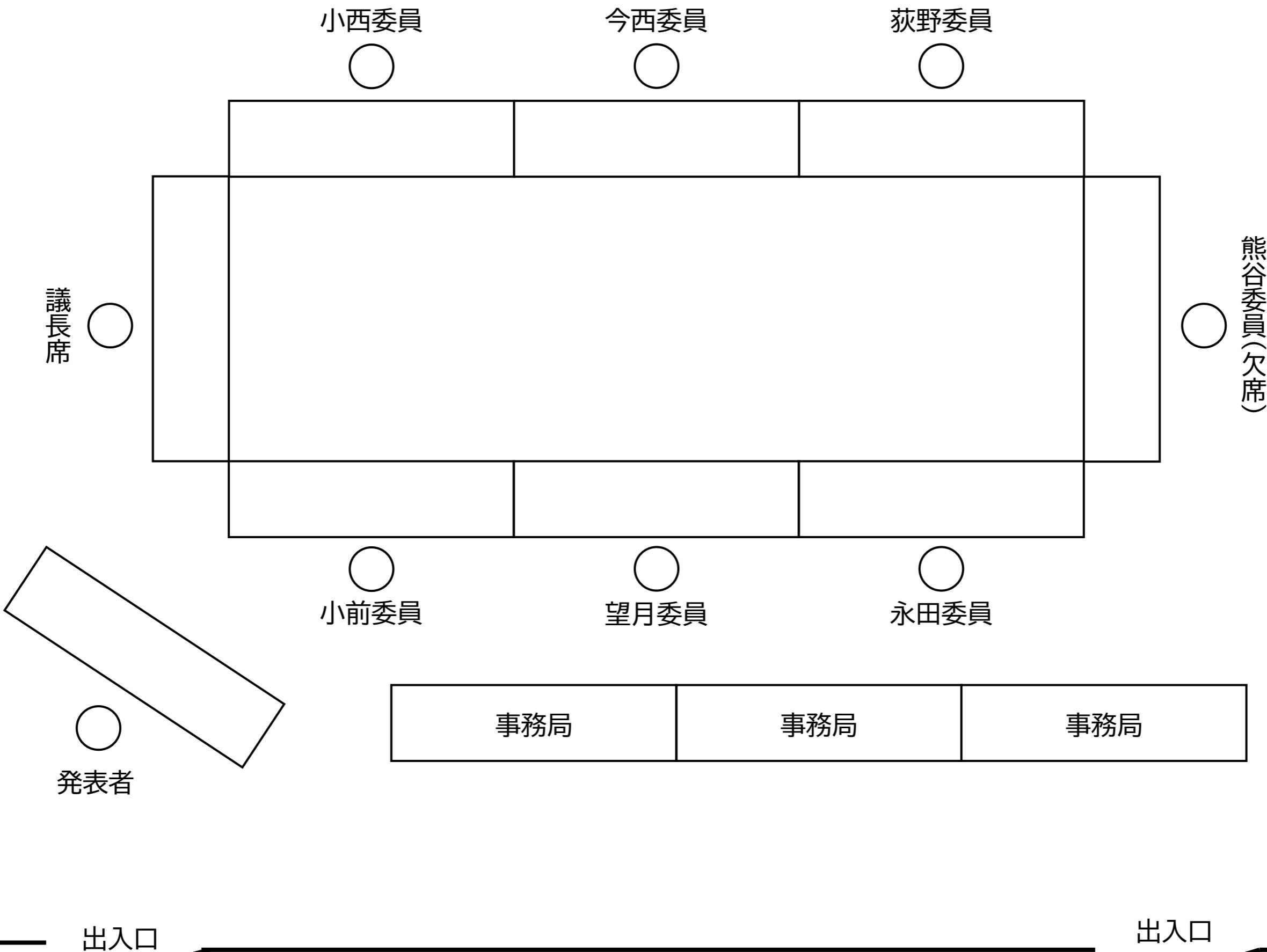
【配布資料】

- ・次第
- ・席次表
- ・資料-1 大浜公園再整備事業について
- ・資料-2 『風景美術館＝日本平公園』基本計画の改定について
- ・資料-3 2025年度清水庁舎の整備方針（案）について（清水東口公園）
- ・資料-4 清水駅東口公園 位置図
- ・（参考）静岡市都市公園条例及び施行規則抜粋
- ・（参考）静岡市都市公園審議会委員名簿

【メモ】

令和7年度 第1回 静岡市都市公園審議会 席次表

於:静岡庁舎本館3階 議会特別会議室



大浜公園再整備事業

緑地政策課 大規模公園係

令和元年大浜公園リニューアル基本計画

大浜公園リニューアルの基本方針

- ①水に親しむ公園としての新たなスタート
- ②富士山と駿河湾を望む立地を活かした
- ③地域の憩いの場としての価値提供

大浜公園リニューアル目指すべき姿

歴史あるプールの存続を実現と年間通した賑わいの創出により、公園を中心とした交流人口が増加し、周辺地域の活性化に貢献

<リニューアルテーマ>
夏に来たい！毎日来たい！みんなの“きたい”
をかなえる公園へ

年間利用者数の目標(KPI)

- ①プール利用者数の目標設定 13万人
- ②公園利用者数の目標設定 15万人

令和5年～令和7年 大浜公園再整備事業

2025年7月19日（土）供用開始し、9月18日（木）までプール運営を終え、53日（荒天等により9日間プール運営中止）で延べ9,4万人の利用者があった。事業者である「大浜シリゾート株式会社」は、施設の設計、建設、工事監理、更に供用開始後の施設の維持管理、運営まで一括し、年中楽しめる公園として、プールを含む公園全体の再整備をPFI手法により実施している。PFI期間は2040年3月までの15年間。

◆事業契約 令和5年7月11日(15年間)

◆事業契約者 大浜シリゾート株式会社

◆契約代金

3,569,170,000円
設計・整備 2,798,950,000円
管理・運営 770,220,000円

◆PFI手法

BTO（プール、公園施設）
BOO（駐車場、収益施設）

◆R7年プール利用者数

利用者総数 94,117人
※最大利用者数は、お盆期間である8月15日（金）の3,566人、最小利用者数は、9月12日（金）の133人

◆利用者内訳

市内・外割合 市内：約7.2万人（76%）市外：約2.2万人（24%）

利用者割合 大人：約4.5万人（48%） 小中学生：約3.9万人（42%） 幼児：約1万人（10%）

満足度調査



(2025.7.20(日)撮影) 利用者数 3,452人

約8割の方に満足いただけたけかになつたが、予約方法や駐車場の利用方法など課題点があるため次年度に向けて事業者と調整・協議を行っていく。

ウォータースライダー

長さ82mの線形の異なる2つのスライダーを設置し、繰り返し滑走を楽しむことが可能。スライダーの下部の空間を利用して芝生の休憩スペースを設置。



25mプール

6レーンを設け、スイミングゾーンと歩行ゾーンに用途によって区別することで、あらゆる人々の健康増進に寄与することが可能。



直線スライダー

5色に色分けされたカラフルなスライダー。友達と複数のコースを同時に滑り降り、競争する楽しさを演出。



アトラクションプール

迫力満点のバケツアトラクションをはじめ、すべり台や水鉄砲や小型スライダーを設け、初めて様々な水のアイテムを組み込み、五感を刺激する演出を行う。



幼児用アトラクションプール

シャンプーハットや小型バケツ、水鉄砲や小型スライダーを設け、初めて水に入るよう小さな子供たちも安全に水遊びすることが可能。



松林ゾーン

既存の松林を保全し、潮風害の軽減や周辺の景観、環境調和に配慮した。散策路や休憩ベンチを設け、市民の利活用を図る。



収益施設(休養施設)

カフェや音楽ホール、多目的ホール、富士山や駿河湾を眺める屋上ルーフトップガーデン等を整備し、市民の日常生活やあらゆるイベントに活用。



収益施設(駐車場)

既存の公園の平場を活用した駐車場を津波避難タワーの西側に78台(内車いす用2台)、東側の休養施設に35台(内車いす用1台)を一体的に整備し、車での来園の利便性を向上した。

駐輪場

東西に細長い公園の立地に配慮し、西側に170台、東側に136台(内バイク12台)を分散配置。



大浜公園リニューアルの検討経緯

(1) リニューアル検討の経過

大浜公園は、大浜海水浴場の代替施設として昭和5年に開園した歴史ある公園であり、プールは無料で利用できる市内でも有数の人気施設として、広く市民に愛されてきました。しかし、施設の老朽化が進行し、維持管理費等が増加していることなどから、施設の存続・廃止の選択を迫られていました。

平成25年度に、受益者負担の観点による使用料の見直し対象施設と指摘され、平成28年度以降から市内部での重要政策検討会議やパブリックコメントを実施し、平成30年度から静岡市都市公園審議会を設立し「大浜公園プールのリニューアルのあり方」について諮問するなど、継続して「プール存続」「有料化の是非」について検討を進めてきました。

(2) 静岡市都市公園審議会における審議内容

【第1回審議会 平成30年12月21日】

「有料化を前提に、通年利用を視野に入れた大浜公園プールリニューアルのあり方について」の諮問

【第2回審議会 平成31年2月27日】

「大浜公園プールリニューアルの基本方針・検討状況について」審議

(既存施設再利用計画、民間企業への意向調査、大浜公園プールリニューアルの基本計画検討、事業スキームの検討)

【第3回審議会 令和元年5月16日】

「大浜公園リニューアルのあり方について」審議

(リニューアル基本方針、事業スキーム、民間活力導入、総合評価、今後の課題、スケジュール)

【第4回審議会 令和元年7月3日】

「大浜公園プールリニューアルのあり方の答申案について」審議し答申を得た。

(3) 静岡市都市公園審議会における審議結果

審議会からの答申では、プールの魅力向上と、通年で賑わいあふれる公園を実現する観点から、プール施設の新設・再配置によりプールの魅力を向上させるプールリニューアル事業と、公園の地域の憩いの場としての機能を充実させる公園整備事業を、民間活力を導入して一体的に進めることが必要であるとし、大浜公園プールリニューアルのあり方がとりまとめられました。

大浜公園のリニューアルにより大浜公園の魅力向上を図るために、公園全体を活用し、年間を通した賑わいの創出が重要であることから、公園の全域(3.2ha)を事業の対象区域とし、プールのリニューアルと、公園整備を一体的に進めることが必要とされました。また、効率的・効果的に公園全体の魅力向上に資する機能の再配置を行うために、プールゾーン、公園機能ゾーン、松林ゾーンの3つのゾーンが設定されました。

2025年度 清水庁舎の整備方針（案）

2025年度 清水庁舎の整備方針（案）

- 清水庁舎を清水駅東口公園（元清水駅東口広場）へ移転新築する。
- 現庁舎は耐震改修や設備改修を行わずに使用することを想定した活用方法を検討する。

今後の進め方

「2025年度 清水庁舎の整備方針(案)」は、このパブリックコメントで市民の皆さんの意見を伺い、静岡市議会11月定例会で議論をいただく予定です。

それらを踏まえ、新築で進めていくと判断した場合は、さらに「PPPやPFI ※の活用（例えば庁舎と民間施設との合築）」や「現在の庁舎機能の一部を他の公共施設へ分散することで建築面積を削減すること」などの詳細について検討を進めます。その結果を静岡市議会2月定例会で議論いただき、「(仮称)新清水庁舎建設基本計画」として決定する予定です。

「PPPやPFIの活用」については、今後民間企業への聞き取りを行い、最適な事業手法を構築します。

「現在の庁舎機能の一部を他の公共施設へ分散することで建築面積を削減すること」については、今回は必要面積18,000m²の全てを建築する条件で比較を行いましたが、庁舎機能の一部を清水区内で分散するかについては今後検討します。

併せて、最終的に新たな整備方針が「新築案」となった場合の「現庁舎の取扱い」についても、耐震改修や設備改修を行わずに使用することを想定した活用方法を検討します。

※PPP・PFI

PPPは公共事業を公共団体と民間が連携して行うこと。PFIはPPPの中の一つの事業手法であり、民間の資金や経営能力、技術などを活用し、効率的に公共事業を進めること。



Q&A

なぜ、清水庁舎は改修する予定だったのに、もう一度検討することになったの？

- 適切な改修を行うために、2023年度に詳細な耐震診断を行ったところ、**清水庁舎の耐震性能が改修を行うことを決定した2022年度時点の評価よりも低いことが判明しました。**
- さらに、設備の詳細調査を行ったところ、**設備の老朽化も想定より進んでいることがわかりました。**
- そこで、新たに判明した「耐震性能」と「設備の状況」を踏まえて改修費用を算出したところ、近年の物価高などの社会情勢の変化もあり、**改修工事には当初の想定に比べて大幅な費用が必要であることが判明しました。**
- また、2022年度に改修を決定した際には清水駅東口地区のまちづくりが不透明であったことから、公園や駐車場などの公共機能の配置が課題となり、同地区への清水庁舎移転新築は結論となりませんでした。
- しかし現在は、清水さくら病院が開院し、河岸の市がリニューアルされ、駿河湾フェリー乗り場も同地区に移転しました。さらに、2025年8月に市とENEOS株式会社が『まちとみなとが一体となった魅力的かつ持続可能な地域づくり』の具体的検討を進めることに合意したことで、**今ではENEOS株式会社の用地の活用も含め公共機能の配置をより広い範囲で検討できる状況にあります。**
- これらの状況を踏まえ、清水庁舎の整備方針をもう一度検討することになりました。

清水庁舎をJR清水駅東口へ移転新築すると、どういう効果が期待できるの？

清水庁舎が移転新築することで、JR清水駅周辺に都市機能をコンパクトに集約していくという清水都心のまちづくり方針が前進します。これにより、同地区への民間投資を誘発して経済が活性化し、清水のまちの再生につながる効果が期待できます。

2025年度 清水庁舎の整備方針（案）

清水庁舎パブリックコメント資料 (R7.11.4~12.5)

2025年11月4日

「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」では、整備方針を現清水庁舎の改修としていましたが、『2025年度 清水庁舎の整備方針（案）』がまとまりましたので、こちらについて、皆さんのご意見をお寄せください。

市民の皆さんへ

清水庁舎は耐震性能が十分なものではなく、設備の老朽化も著しいため、一刻も早い改修または新築が必要な状況です。

清水庁舎の整備につきましては、2022年度に改修を行うことで整備方針を決定していましたが、清水駅東口地区のまちづくりが前進する現状あらためて、「改修案」と「新築案」を比較検討し、清水駅東口公園(元清水駅東口広場)への移転新築を整備方針（案）とします。

新たな清水庁舎が目指す整備の考え方は、JR清水駅周辺に都市機能を集約するというこれまでのまちづくりの方針に沿ったものです。2022年度は、最良ではないものの次に良いと思われる方策（費用比較では現位置建替え案が優位であるものの将来のまちづくり方針を考慮して改修を方針とした）を選択しましたが、今回の判断は最良の案として、JR清水駅東口に清水庁舎を移転することを選択し、**都市機能をこの地区に集約することで、清水のまちの再生を確実に進めていきます。**

1. 清水庁舎整備事業のこれまでの経緯

2011
年度

■東日本大震災を受けて調査を実施

- 2011年3月の東日本大震災を受け、現清水庁舎が大規模災害を受けた場合の影響等について調査
- 想定される大地震に対し、倒壊する危険性は低いものの、かなりの被害を受ける可能性がある。
- 最大クラスの津波により、地下にある電気設備等に被害を受ける恐れがある。
- 建築後30年以上が経過し、建築設備等の劣化が顕著であり、大規模改修等が必要。



2017
年度

■新清水庁舎建設基本構想を策定

- 移転建て替えにより新庁舎を整備
- 建設場所は、清水駅東口公園とする

2020
年度

■新清水庁舎建設基本計画を策定

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、清水庁舎整備事業の事務手続きを一時停止

2021
年度

- 市と独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）が、桜ヶ丘病院の移転先を清水駅東口公園の一部とする基本協定書を締結

2022
年度

- 清水庁舎整備検討委員会の議論を踏まえ「**令和4年度 清水庁舎整備の方向(改修)**」を決定

- 現在の清水庁舎の改修（耐用年数は20年以上）
- 将来的に江尻エリアへの移転が望ましい。

2023
年度

■「第3段階目の診断※」を実施

- 耐震性能は「十分なものではない（本震により、建物全体に変形が残る危険性があり、直後の避難行動は確保できるが、余震に対しては安全確保が困難になる場所が発生する可能性がある。なお、地震により建物が崩壊に至る危険性は低い。）」と判断

2024
年度

■最適な改修案を検討

- 2022年度の検討時から、改修費用が大幅に増加したことから、改めて新築案を精査し、改修案と比較検討することを発表

2025
年度

■「2025年度 清水庁舎の整備方針（案）」をまとめる。

※第3段階目の診断
「建築基準法」の規定に基づく「時刻歴応答解析」を用いた解析及び、「日本建築防災協会耐震診断基準・同解説」の規定に基づく「第3次診断法」を用いた診断

2. 2023年度以降の清水庁舎整備を取り巻く状況の変化

2022年度に整備方針を「改修」に決定した後、大きく次の3つの状況変化がありました。

①耐震性能評価の変化

2023年度の「第3段階目の診断※」の結果、清水庁舎の耐震性能は「十分なものではない(本震により、建物全体に変形が残る危険性があり、直後の避難行動は確保できるが、余震に対しては安全確保が困難になる場所が発生する可能性がある。なお、地震により建物の崩壊に至る危険性は低い。)」と判断しました。

<清水庁舎の耐震性能の変化>

	2022年度時点の評価	2025年3月時点の評価
静岡県耐震性能ランク	II	III
倒壊の危険性	低い	低い
安全性の確保	高い	余震時に安全確保が困難になる場所が発生する可能性がある
被災後の業務継続	課題がある	建物全体に変形が残る可能性がある

※第3段階目の診断

「建築基準法」の規定に基づく「時刻歴応答解析」(動的な手法)及び
「日本建築防災協会耐震診断基準・同解説」の規定に基づく「第3次診断法」(静的な手法)

②整備費用の大幅な増加

2025年3月の発表においては、「耐震改修費」と、「老朽化した設備機器の改修費」を算定し費用を積算しました。その結果、初期費用は**144.3億円(2022年想定:68.1億円)**、維持管理費を含めた「年間あたりのライフサイクルコスト」は**6.6億円(2022年想定:使用年数を20年と設定して5.6億円)**と大幅に上昇しました。

<想定費用の変化>

	最適な改修案		新築案	
	2022年度	2025年3月	2022年度	2025年3月
整備場所	現位置	清水駅東口公団(元清水駅東口広場)	未設定	(JR清水駅周辺)
床面積	23,931m ²	23,931m ²	13,000m ²	20,000m ²
使用期間	20年	40年	65年	65年
初期費用(税込)	68.1億円	144.3億円	88.0億円	169.5億円
維持管理費(税込)	44.8億円	118億円	229.9億円	206.5億円
ライフサイクルコスト(税込)	5.6億円/年	6.6億円/年	4.9億円/年	5.8億円/年

※改修案の使用年数を20年(2022年度)から40年(2024年度)にした理由

使用期間を40年に設定したのは、改修に要する初期費用が使用期間20年(135.4億円)と40年(144.3億円)との間で大きく変わらないため、改修するのであれば40年間使うのが経済的となるため

※ライフサイクルコスト

初期費用(工事費用)と使用期間中の維持管理費(光熱水費、保守管理費、修繕更新費)を合計した費用

③JR清水駅東口エリアのまちづくりの進展

- 2025年3月 清水さくら病院の開院
- 2025年4月 河岸の市のリニューアル
駿河湾フェリー乗り場が清水駅東口へ移転
- 2025年8月
市とENEOS株式会社が「まちとみなとが一体となった魅力的かつ持続可能な地域づくり」の具体的な検討を進めることで合意
→ ENEOS株式会社の用地の活用も含め、**公共機能(公園や駐車場)の配置を広い範囲で検討できる状況になりました**



出典：国土地理院データをもとに静岡市で作成

3. 新築するとした場合の移転場所

清水都心地区のまちづくりにおける主要計画である「都市計画マスター・プラン」と「立地適正化計画」の理念から、清水都心地区については、**JR清水駅周辺に都市機能をコンパクトに集約していくという大きな方針があります。**

この方針を踏まえ、清水庁舎を新築する際の場所はJR清水駅周辺とすることが最適であると判断しました。

具体的な場所としては、庁舎の建設によよそ3,000m²以上のまとまった敷地が必要であるため、JR清水駅周辺で速やかに庁舎敷地として転用できる市有地である清水駅東口公園(元清水駅東口広場)を新築案の移転場所に設定しました。



移転新築場所
清水駅東口公園(元清水駅東口広場)

4. 2025年度の検討(改修案と新築案の比較)と結論

改修案と新築案を価格点、性能点で総合評価した結果は以下のとおりです。

整備案の概要	整備方法	A案:改修	B案:新築
整備者	市	市	市
入居方法	—	—	—
整備場所	現在地	清水駅東口公園(元清水駅東口広場)	清水駅東口公園(元清水駅東口広場)
使用年数	40年	65年	65年
床面積	23,900m ²	18,000m ²	18,000m ²
民間機能の合築	なし	なし	なし
(初期費用)	約145.6億円	約177.4億円	約177.4億円
活用できる国の補助金と金額 (市費が軽減される金額)	住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金 約13.6億円	—	—
補助金を踏まえた初期費用	約132.0億円	約177.4億円	約177.4億円
使用期間中の維持管理費 (光熱水費、保守管理費、修繕更新費)	約118.0億円	約185.9億円	約185.9億円
年間あたり費用	約6.3億円	約5.6億円	約5.6億円
小計	① 価格点 【価格点=594点×最も安価な案(B案)の価格÷対象の案の価格】	528点	594点
整備で考慮するポイント	① 事業実現性 【課題、懸念事項の有無】	○:24 大きな支障はない	△:12 ・敷地内で現庁舎と同等の駐車場の確保が困難(周辺駐車場を活用して対応する) ・周辺道路の交通量が一定程度上昇することが想定される(ENEOS用地の活用実現の際には道路改良により対応する)
	② スケジュール 【およそ5年程度で供用開始が想定できるか】	○:24 およそ6年程度の見込み	○:24 およそ5年程度の見込み
	③ アセットマネジメント 【市有施設の床面積削減に寄与するか】	○:24 現在地・現庁舎を利用できる	△:12 新築分の床面積が増加する (現庁舎は解体せずに活用する)
	④ 将来の変化への対応力/可変性 【今が、一般には改修費用に比べて高額である新築費用という大型投資を行うタイミングであるか】	△:12 現在、清水駅東口エリアは、令和4年にはなかった活用の可能性がある土地が生じ、まちづくりも進歩している。そのため、市としては、清水都心のまちづくりを考えた上で、今後の民間投資を促すためには、今が公共投資を行う絶好の機会だと考えている。 清水駅東口エリアへの投資とならないA案は「△」、市が庁舎機能のみを整備するB案は「○」とする。	○:36 江戸エリア(JR清水駅周辺)における集約的拠点形成に寄与
性能点 [396点]	⑤ 清水都心のまちづくり方針との整合性 【長期的にJR清水駅周辺に都市機能を集約できるか】	△12 今後40年、現位置を継続する	○:36 江戸エリア(JR清水駅周辺)における集約的拠点形成に寄与
	⑥ 整備中の行政サービスへの影響 【整備期間中の行政サービスが確保されているか】	△:12 直接的な騒音・振動が生じる	○:36 現庁舎の維持により、影響は少ない
	⑦ 清水区内における公共交通機関の利便性	○:24 静岡鉄道新清水駅に近接	○:36 JR清水駅、バスターミナルに近接
	⑧ 行政サービスの拠点としてのるべき姿 【DXの進展等による新しい行政サービスの導入を想定した庁舎整備が可能であるか】	○:24 大規模改修を通じて、新しい行政サービスの導入を想定した整備が可能であるが、一定の制限がある	○:36 DXの進展等による新しい行政サービスの導入を想定した柔軟な庁舎整備が可能
	⑨ 災害時の防災拠点としての機能の確保 【大規模災害時の一時避難所としての機能とその後の業務継続が担保されているか】	○:24 ・周辺エリアも考慮し、必要な防災性能を確保 ・津波の到達時間:15~20分 ・想定浸水区域外まで:約700m	○:24 ・周辺エリアも考慮し、必要な防災性能を確保 ・津波の到達時間:5~10分 ・想定浸水区域外まで:約490m
	⑩ まちづくりの拠点としてあるべき姿 【市民と行政がまちづくりについて意見交換したり、まちづくりの活動拠点となるような機能が整備できるか】	○:24 諸室を見直して生まれたスペースを活用して施設を設計する	○:24 必要な空間を設計に反映する
	⑪ 市民の愛着、清水の歴史・文化 【清水で暮らす人々の思いや清水らしさを反映した計画であるか】	○:36 現庁舎を継続して使用することができる	△:12 現庁舎は耐震改修や設備改修を行わず使用することを想定した活用方法を検討する
小計	② 性能点 (①~⑪の合計)	240点	288点
総合評価点 [990点] 合計	総得点(①+②)	768点	882点

【評価の意味合い】 ○:特に優れている(36点) ○:可能または優れている(24点) △:何らかの対策を必要とする(12点) ×:実現に支障がある(0点)

価格点、性能点いずれも「B:新築案」が優位であったため、清水庁舎はJR清水駅東口への移転新築を整備方針(案)とする。

【有識者評価】

なお、今回の検討について、2022年度の「清水庁舎整備検討委員会」で委員を務めていた5人の有識者にその妥当性について意見をいただきました。

有識者からいただいた意見について、総合評価に反映した結果、有識者からはいくつかの懸念はあるものの、総論としては「清水駅東口への移転新築するという結論」および「評価の方法」について妥当である旨のご意見をいただきました。

清水駅東口公園（位置図）

資料 4



○静岡市都市公園条例 (一部抜粋)

(審議会の設置)

第27条 市長の諮問に応じて、法及び政令並びにこの条例の施行に関する重要事項を調査

審議するため、静岡市都市公園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 都市公園又は都市景観に関し優れた識見を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適當であると認める者
- 4 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平19条例6・平24条例36・平24条例94・平30条例82・一部改正)

○静岡市都市公園条例施行規則 (一部抜粋)

(工作物等を返還する場合の受領書)

第11条 条例第23条の4の規定による、工作物等の返還を受けようとする所有者等は、条例第23条の4に規定する受領書を市長に提出しなければならない。

(平17規則50・追加、平17規則177・旧第13条繰上)

(審議会の会長及び副会長)

第11条の2 条例第27条第1項の静岡市都市公園審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、審議会の会議の議長となる。

5 審議会に、会長の指名により、副会長を置く。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平30規則99・追加)

(審議会の会議)

第11条の3 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（議事に關係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に關係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平30規則99・追加)

(審議会の庶務)

第11条の4 審議会の庶務は、都市局都市計画部緑地政策課において処理する。

(平30規則99・追加)

(審議会の運営)

第11条の5 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議に諮って定める。

(平30規則99・追加)

静岡市都市公園審議会委員名簿

(令和7年3月1日～令和9年2月28日)

区分	(分野)	推薦団体・役職等 氏名	委員等
有識者	経済	京都産業大学 法学部客員教授 小西 敦（コニシ アツシ）	委員
	公園・造園	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長 今西 良共（イマニシ ヨシトモ）	委員
	建築	静岡設計監理協同組合 相談役 荻野 淳（オギノ アツシ）	委員
	子ども	静岡福祉大学 子ども学部 子ども学科 教授 永田 恵実子（ナガタ エミコ）	委員
関係行政機関		静岡県 交通基盤部 都市局 公園緑地課 課長 熊谷 修孝（クマガイ ノブタカ）	委員
市民		市民委員 望月 茂（モチヅキ シゲル）	委員
		市民委員 小前 衣公子（コマエ イクコ）	委員

敬称略